

丹保・北条地区代替地及び代替地登録制度の公表等について

リニア関連事業において、移転をお願いする方の代替地として、丹保・北条地区代替地の分譲及び代替地登録制度のあっせんによる支援を行います。

	丹保・北条地区代替地	代替地登録制度
制度の概要	市が宅地造成を行い、分譲します。	代替地として登録された土地情報を提供し、土地のあっせんを行います。
土地の権利	所有権	所有権又は借地権

公表日	令和 2 年 1 月 14 日（火）から		閲覧実施中								
公表・閲覧内容	<ul style="list-style-type: none"> ■区画割平面図 ■分譲価格 ■宅地の概要（地区計画、建ぺい率、容積率、上下水道加入金・負担金など） 	<ul style="list-style-type: none"> ■全体位置図 ■代替地登録カード（個別土地情報） 〔表面〕所在地、地目、面積、画地・街路条件、上下水道の有無、法令上の制限など 〔裏面〕位置図・現況の写真 									
希望受付日	令和 2 年 1 月 14 日（火）から										
希望受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ■第一次 令和 2 年 1 月 14 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで ■第二次 第一次の受付状況を踏まえ、 受付方法等を決めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■第一次 令和 2 年 1 月 14 日から 令和 2 年 9 月 30 日まで ■第二次 令和 2 年 11 月 2 日から 先着希望順とします。 									
希望受付場所・日時	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">場所</th> <th style="width: 50%;">日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所 A 棟 3 階（リニア用地課）</td> <td>平日 8:30～17:15</td> </tr> <tr> <td>リニア現地事務所</td> <td>平日 9:00～17:00 第 2・第 4 土曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>座光寺自治振興センター</td> <td>火・木曜日 9:00～12:00</td> </tr> </tbody> </table>			場所	日時	市役所 A 棟 3 階（リニア用地課）	平日 8:30～17:15	リニア現地事務所	平日 9:00～17:00 第 2・第 4 土曜日 9:00～12:00	座光寺自治振興センター	火・木曜日 9:00～12:00
場所	日時										
市役所 A 棟 3 階（リニア用地課）	平日 8:30～17:15										
リニア現地事務所	平日 9:00～17:00 第 2・第 4 土曜日 9:00～12:00										
座光寺自治振興センター	火・木曜日 9:00～12:00										
希望受付対象者	事業用地提供者（事業用地をお譲りいただく方） 事業用地借地者（事業用地を借り受けている方）										
希望受付できる区画数・代替地数	3 区画（第 1 希望から第 3 希望まで）	3 代替地（第 1 希望から第 3 希望まで）									
希望者が複数の場合の対応	第 1 希望から第 3 希望の中で、できる限り調整を行います。ただし、調整が困難な場合、抽選の方法による場合もあります。										
宅地造成	市が施工します。	代替地提供者との協議により、代替地提供者又は当該代替地に移転する方が施工します。									
土地価格	市が定めた価格	代替地提供者との協議による適正価格									